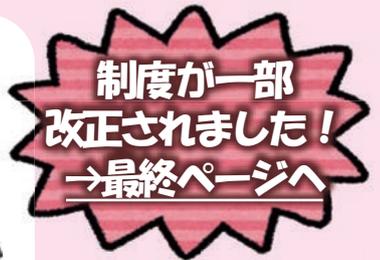




事業主・教育機関の皆さまへ



求職者支援訓練を 開講しませんか？

民間企業・教育機関が 実施しています！



花の販売・デザイナー養成科



介護職員初任者養成科



基礎から学ぶ医療・調剤事務養成科



Web制作スキルマスター科

求職者支援制度 とは、

雇用保険を受給できない求職者の方(※)に対し、

- 1▶ 受講料無料の職業訓練(求職者支援訓練)の実施
- 2▶ 一定の要件を満たす場合は、訓練の受講を容易にするために給付金を支給
- 3▶ 求職者支援訓練を実施する教育訓練機関とハローワークが協力してきめ細やかな就職支援を実施することで、



「安定した就職」を目指す制度 です。

※雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方等

求職者支援訓練の実施後に支給を受けられる

奨励金があります



東京労働局 キャラクター
キャリアあつぷるくん



スキルあつぷるちゃん

求職者支援訓練の種類



基礎コースと実践コースの2種類があります。

基礎コースは、最初の1か月目に社会人としての基礎力(ビジネスマナーやコミュニケーションスキル等)を習得するための「職業能力開発講習」の設定が必須となっています。

実践コースでは、仕事に必要な知識・技能等を習得します。

基礎コース

- 訓練期間 2~4か月の間で設定

職業能力開発講習

1か月目(必須)



仕事に必要な
知識・技能等

2か月目以降

- コース例 ・初心者からOK ビジネスパソコン基礎科 ・基礎からマスターするキャリア相談員養成科

実践コース

- 訓練期間 2~6か月の間で設定

仕事に必要な知識・技能等

(2か月~6か月)

①介護職員初任者研修対応コース、②生活援助従事者研修コース、③医療事務従事者対応コースについて、最短2か月での訓練の設定が可能です。

(該当コース以外は、3か月以上の訓練期間の設定が必要です。)

- コース例 ・花の販売・デザイナー養成科 ・Web制作スキルマスター科
・介護職員初任者養成科 ・基礎から学ぶ医療・調剤事務養成科

※基礎コース、実践コースとも、原則1か月あたり100時間以上(1日につき原則として5時間以上6時間以下)の訓練時間数を設定する必要があります。

なお、1か月あたり80時間以上(1日につき原則として3時間以上6時間以下)の短時間訓練を設定することも可能です。

※訓練期間及び訓練時間の設定については、時限措置(令和3年度中に開講するコースまで)があります。最終ページの「短期・短時間特例訓練の設定」をご覧ください。

※託児サービス付訓練や、保育士・看護師の「職場復帰支援コース(基礎コースのみ)」を設定することができます。

訓練実施奨励金(受講者1人あたりの月額)

求職者支援訓練が円滑かつ効果的に実施されるよう、東京労働局から受講者数や就職率(雇用保険適用)に応じた訓練実施奨励金の支給を受けられます。

※詳細は東京労働局(03-6684-1701)にお問い合わせください。

- ① **基本奨励金** 求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給されます。

基礎コース **6万円/人月**

実践コース **5万円/人月**

※介護・医療・福祉分野については、時限措置(令和3年度中に開講するコースまで)があります。詳細は、最終ページの「基本奨励金の特例措置」をご覧ください。

- ② **付加奨励金(実践コースのみ)** 求職者支援訓練の修了者などの就職実績が一定水準以上である訓練実施機関に支給されます。

修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額 35%以上60%未満 ※1 **1万円/人月**

60%以上 ※2 **2万円/人月**

※短期・短時間特例訓練(最終ページの「短期・短時間特例訓練の設定」をご覧ください。)については、就職率の特例措置があります。

※1 短期・短時間特例訓練は、30%以上55%未満

※2 短期・短時間特例訓練は、55%以上

- ③ **保育奨励金(託児サービス支援付訓練に限る)**

児童1名あたり**6万6千円/月**を上限とした実費



求職者支援訓練を開講するまでの流れ

(1) 求職者支援訓練の開講に向けた相談

新規に開講を検討している事業主の方からのご相談を随時受け付けております。

☑電話(03-5638-2283)で申込みをお願いします。(参加無料)

内容：・求職者支援制度の概要
・求職者支援訓練の認定基準(※)と申請書提出に当たっての留意事項
・求職者支援訓練に係る申請スケジュール
会場：東京支部(墨田公共職業安定所4階)

(2) 東京支部に求職者支援訓練の認定申請書を提出

☑認定基準を満たす訓練計画を策定し、受付期間内に申請書及び添付書類を東京支部に提出します。

(3) 認定申請書の審査

☑東京支部から申請書類の修正依頼や確認を行う場合があります。

(4) 求職者支援訓練の認定

☑認定された訓練コース情報は、ハローワークインターネットサービスに掲載されます。
☑新規に認定を受けた機関の方向けに訓練運営に当たっての留意事項等を説明する説明会を行います。
※審査結果や認定申請状況などによっては、認定されない場合もあります。

(5) 受講者の募集

受講者の募集・申込受付は、ハローワークで行います。
☑認定を受けた機関では、ハローワークなどへのコースの案内配布、受講希望者への説明会開催などを行います。

(6) 受講者の選考

訓練実施機関で受講者の選考を実施し、選考結果を受講申込者・ハローワーク・東京支部に通知(郵送)してください。
☑選考は、受講申込者全員に対して、筆記試験、面接など適切な方法により行ってください。

(7) 求職者支援訓練の開講

☑認定を受けた内容のとおり訓練を実施してください。
※東京支部では、開講後も訓練運営や指導方法のノウハウに関する講習等、訓練運営上のサポートを行っています。

※受講者等の安全・安心を確保し、円滑な訓練運営に資することを目的とし、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る取組にご協力をお願いします。

※認定基準の項目の例

●訓練実績

☑過去3年以内に実施した同期間、同時間程度の訓練実績が必要です。

※特例措置があります。最終ページの「訓練実施実績の要件の緩和」をご覧ください。

- ・同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間(企業実習、職業能力開発講習を除く)が、申請する求職者支援訓練の7割以上あり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であることが必要です。
- ・介護職員養成研修又は技能講習の実績がある場合、特例が適用される場合があります。
- ・同一の受講者に対して提供した訓練期間及び訓練時間を合算できる場合があります。

●職業訓練サービスガイドライン研修の受講・修了

☑訓練を実施する事業所において、申請する日時点において「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を受講・修了した者(※)が在籍していることが必要です。

※直接雇用の講師、施設責任者、就職支援責任者、事務担当者

令和3年5月13日から令和3年9月末まで適用を猶予することになりました。

●業務運営体制の構築、責任者の配置

☑講師、施設責任者、就職支援責任者、キャリアコンサルティング担当者(ジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルタントの資格を有する者)、苦情処理者、事務担当者(常駐)の配置が必要です。(一部兼任可能)

●施設及び設備

- ☑訓練を実施する教室は、受講者1人当たり1.65㎡以上で、全面禁煙となります。
- ☑事務担当者等が業務を行う事務室は、教室や実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一または近隣の建物内に整備されていることが必要です。
- ☑受講者が快適に受講できる照明、空調・換気、トイレ(男女別)洗面所等の施設・設備が必要です。





求職者支援制度改正のお知らせ

(令和3年2月現在)



●オンライン訓練の実施

これまでは通所の方法に限っていましたが、**通信の方法(同時双方向型)**によっても行うことができるようになりました。通信の方法で実施する場合には以下の要件等があります。

- ・実践コースにおいて実施するもの(「実技」・「職場体験」・「企業実習」は除く。)に限ります。
- ・通所による訓練の時間を総訓練時間の40%以上(※)確保してください。

※令和3年度中に開講するコースまでは「実技」の実施も可能となり、40%以上から20%以上に緩和されます。等

●短期・短時間特例訓練の設定

時限措置 (令和3年度中に開講するコースまで)

実践コースにおいて**短期・短時間特例訓練**の設定が可能です。短期・短時間特例訓練では、**2週間以上6か月以下**の訓練期間で、**1か月当たり60時間以上**(1日につき**2時間以上**6時間以下)の訓練時間数を設定します。

●訓練実施実績の要件の緩和

時限措置 (令和3年度中に開講するコースまで)

認定を受けようとする求職者支援訓練の開始日から遡って3年間において、同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練(求職者支援訓練以外も可)を適切に行った実績が必要でしたが、**3年より前に**同程度の訓練期間及び訓練時間の求職者支援訓練を適切に行った実績がある場合も認定可能となりました。

●基本奨励金の特例措置

時限措置 (令和3年度中に開講するコースまで)

介護・医療・福祉分野に係る訓練であって、企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する等、一定の要件を満たし、令和3年2月12日から令和4年3月31日までの間に開始した場合には、単価を以下の金額とします。

基礎コース:**7万円/人月** / 実践コース:**6万円/人月**

●求職者支援訓練制度の紹介

落語家の三遊亭円楽師匠が求職者支援制度について動画で紹介しています。



(東京支部ホームページ)
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/jobseeker.html>

●求職者支援訓練の認定基準等

求職者支援訓練の適正な実施に当たり、訓練に係る運営体制、施設の設備、講師の要件等が定められています。



(東京支部ホームページ)
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/ryuui.html>

●カリキュラム作成ナビ



求職者支援訓練の訓練カリキュラムの検討において参考となるツールとして、カリキュラム作成ナビを用意しています。(機構本部ホームページ)

https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

●ハローワークインターネットサービス



ハローワークがあっせんする全国の職業訓練(ハロートレーニング)の検索ができます。

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



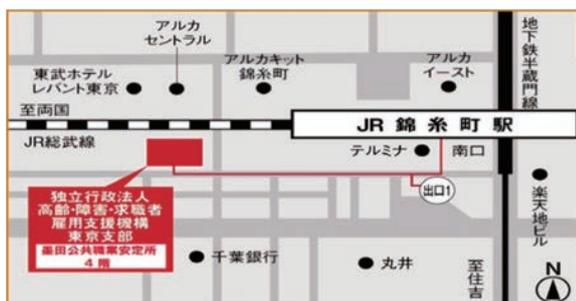
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

東京支部

〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所4階

【認定申請関係】求職者支援第一課 TEL 03-5638-2283

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/index.html>



jeed 東京 検索

「ハロートレーニング～急がば学べ～」

新たなスキルアップにチャレンジするすべての皆さんをサポートする公的職業訓練(公共職業訓練と求職者支援訓練)の愛称・キャッチフレーズです。



ハロートレーニング
急がば学べ